

No.10 社会科基礎力強化シート (公民・きまりを守る責任)	年 組
	氏名

/7 問

次の () に当てはまる言葉をそれぞれ書きましょう。

1 きまり (ルール) をつくるときには、だれがどのような (①) をもち、どのような責任や (②) が生じるかを明らかにすることが大切である。

身近にある「きまり」の例	
・家族や友達との間での約束事	
・学校や生徒会の規則	
・スポーツのルール	
・会社と会社、個人と個人の間で結ばれる (④)	
・国の法律	
・国家間で結ばれる条約	など

きまりは私たちのためにあり、それを守ることによって社会集団の (③) を保つことができる。

2 右の資料は (④) 書の例である。(④) とは、たがいの権利や利益を尊重し、それが保障されているきまりをつくることである。
(④) は (⑤) な判断で結ぶが、逆にいえば、(④) を結ばない (⑤) もある。よって、自分の意思で結んだ (④) は守らなくてはならない。

使用貸借 (④) 書
貸主〇〇〇〇(以下、「甲」という。)と、借主〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、以下の条件で使用貸借 (④) を締結することで合意した。
第1条 甲は乙に対し、本日、〇〇(以下、「本件物件」という。)を無償で貸与し、乙はこれを借り受ける。
第2条 本件使用貸借の期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間とする。
第3条 本件物件についての修繕・補修等の費用は、全て乙の負担とする。
第4条 本 (④) に定めのない事項が生じたとき、またはこの (④) 条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙両方が誠意を持って協議のうえ、解決するものとする。

3 一度つくったきまり (ルール) でも、本当にたがいの権利や (⑥) を尊重するものなのか確認し、状況が変わればきまりの (⑦) が必要になるときもある。

【解答】

- ① 権利
- ② 義務
- ③ 秩序

- ④ 契約
- ⑤ 自由

- ⑥ 利益
- ⑦ 変更

きまりをつくるときの考え方、きまりを守ることと変えることの意義について確認しよう。

